

# 2024 年度 JEES 留学生奨学金 (修学)

## 【応募資格】

- ・ 学部 2 年次以上、修士課程、博士課程に正規生として在籍する私費留学生
- ・ 令和 6 年 4 月より在籍期間が 1 学年以上の者
- ・ 令和 5 年度成績評価係数が 2.6 以上の者  
(要項の成績評価係数の算出方法を参照)
- ・ 他の奨学金等の受給額合計が年額 60 万円（月額 5 万円）以下である者

【支給額】 月額 4 万円

【支給期間】 最長 2 年間（令和 6 年 4 月～）

【学内応募】 ★申込締切：5 月 23 日（木）

①願書（様式 1）

②個別成績表

【学内選考】 応募者多数の場合は書類選考とする

【提出先】 以下のいずれかに提出してください

- ・彦根地区：国際交流課
- ・大津地区：グローバルプラザ大津

## 令和6年度 JEES 留学生奨学金(修学) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という)では、民間企業や個人の方々のご寄付等を基金とし、その果実等を「JEES 奨学金」の運用に供している。これにより、「令和6年度 JEES 留学生奨学金(修学)」(以下「本奨学金」という)の奨学生を下記により募集する。

### 記

#### 1 目的

本奨学金は、日本の大学及び高等専門学校に在籍する、学業・人物ともに優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することにより、経済的不安の緩和・学習効果の向上に寄与することを目的とする。

#### 2 応募資格

次の各号の全てに該当する者。

- (1) 令和6年4月に日本国内の大学の学士課程2年次以上、修士課程(博士前期課程及び一貫制博士課程の1~2年次を含む)、博士課程(博士後期課程及び一貫制博士課程の3年次以上を含む)に正規生として在籍する私費外国人留学生、又は高等専門学校の第4学年以上(専攻科を含む)に正規生として在籍する私費外国人留学生。

なお、日本に在留する間の在留資格は「留学」であること。

- (2) 採用された場合の受給期間が令和6年4月より1学年相当以上ある者。

- (3) 学業成績優秀(令和5年度の成績評価係数が原則として2.60以上)である者。

※成績評価係数で表すことが出来ない場合、又は成績評価係数2.60未満の者を推薦する場合は、学校が学業成績優秀であると評価する理由を推薦書に記載すること。

#### 「成績評価係数の算出方法」(小数点第3位を四捨五入)

下表により「成績評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算

| 成績評価         |         |         |        |        |      |
|--------------|---------|---------|--------|--------|------|
| 4段階評価(パターン1) |         | 優       | 良      | 可      | 不可   |
| 4段階評価(パターン2) |         | A       | B      | C      | F    |
| 4段階評価(パターン3) |         | 100~80点 | 79~70点 | 69~60点 | 59点~ |
| 5段階評価(パターン4) | 100~90点 | 89~80点  | 79~70点 | 69~60点 | 59点~ |
| 5段階評価(パターン5) | S       | A       | B      | C      | F    |
| 5段階評価(パターン6) | A       | B       | C      | D      | F    |
| 成績評価ポイント     | 3       | 3       | 2      | 1      | 0    |

#### 「成績評価係数の計算式」

$$([評価ポイント3の単位数] \times 3) + ([評価ポイント2の単位数] \times 2) + ([評価ポイント1の単位数] \times 1) + ([評価ポイント0の単位数] \times 0)$$

総登録単位数

- (4) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額600,000円(月額50,000円相当)以下である者[貸与型奨学金(返済が必要なもの)、学費免除は除く]。
- (5) ボランティア活動や国際交流活動等の実績、又はこれらの活動への意欲のある者。
- (6) 本奨学金受給終了後も、本協会に対して近況等を連絡する意思のある者。
- (7) 令和6年4月に在籍する学校の長の推薦を受けることができる者。

#### 3 採用人数

80名程度

#### 4 支給内容

月額奨学金 40,000 円

#### 5 支給期間

令和6年4月から最長で令和8年3月まで

※ 令和8年3月より前に在籍課程を卒業・修了する場合は在籍課程修了年月までとする。ただし、同一大学の上位課程(高等専門学校の場合は、同一高等専門学校の専攻科)に進学した場合に限り、所定の手続きにより、最長で令和8年3月まで支給を継続する。

#### 6 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、在籍校を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という)に提出するものとする。
- (2) 在籍校の長は、2に挙げる応募資格に該当する者について、7に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については、各大学又は各高等専門学校において2名までとする。

#### 7 応募・推薦書類及び提出方法

|     | 提出物      | 提出方法                             | ファイル形式 | 備考                |
|-----|----------|----------------------------------|--------|-------------------|
| (1) | 願書(様式1)  | クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※) | Excel  | 日本語で書かれたものに限る     |
| (2) | 推薦書(様式2) | クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※) | Excel  | 推薦理由は指導教官等が記入すること |

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

#### 8 応募・推薦書類の提出期限

令和6年6月4日(火)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

#### 9 選考方法及び結果の通知

理事長は、6の(2)により推薦された者について本協会に設置する選考委員会に諮り、奨学生を決定する。結果は、令和6年8月中を目途に在籍校を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

#### 10 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、在籍校を通じて支給する。

#### 11 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により在籍校を通じて本協会へ提出すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により、在籍校を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、奨学金受給時の在籍課程卒業・修了時に所定の様式により、在籍校を通じて本協会へ報告すること。
- (4) 奨学生は本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流会等への参加に協力すること。

#### 12 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 奨学生が在籍校を長期(1か月以上)欠席した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、5に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。ただし、5の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から⑤のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
  - ① 在籍校を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
  - ② 本奨学金の支給の休止期間が6か月を超えた場合。
  - ③ 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
  - ④ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
  - ⑤ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

### 13 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学生の返還義務を負わない。ただし、12に挙げる事項に該当する場合、既に支給している奨学生の返還を求める場合がある。
- (2) 本奨学生採用決定(本奨学生選考結果通知を在籍校が受領した時点)前に他の奨学生の受給が決定した場合、在籍校を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学生として採用された場合、他の奨学生を受給することを目的として、本奨学生を辞退することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで、受給額合計が年額600,000円を超える給付型奨学生に応募することはできない(ただし、本奨学生の受給終了後に受給を開始する他の奨学生は除く)。
- (4) 在籍校の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期(1か月以上の)欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。
- (5) 過去、本奨学生を受給した者は再度応募することはできない。
- (6) 本協会の奨学生事業における標準修業年限は、原則学士課程4年、修士(博士前期)課程2年、博士(博士後期)課程3年とし、この期間のうち5に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち5に挙げる支給期間を支給対象とする。なお、高等専門学校においては、本科5年、専攻科2年を標準修業年限とし、この期間のうち5に挙げる支給期間を支給対象とする。

### 14 個人情報の取扱い

#### (1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学生に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、14(2)①から⑥の目的で利用する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

#### (2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学生に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学生の奨学生選考のため。
- ② 本奨学生支給事務のため。
- ③ 本奨学生授与式又は交流会等の開催のため。
- ④ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会のホームページ等において広報目的に利用するため。
- ⑤ その他、本奨学生の運営・管理に必要な業務のため。
- ⑥ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。

#### 【個人情報総括保護管理者】

公益財団法人 日本国際教育支援協会  
〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29  
専務理事 池田輝司

#### 【代表者】

理事長 井上正幸

#### 【個人情報の取扱いに係る問合せ先】

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課  
〒105-0003 東京都港区西新橋1-13-1 DLXビルディング12階  
TEL: 03-5454-5274  
E-mail: ix@jees.or.jp

以上